

国土建第54号  
平成24年5月1日

(一社) 日本空調衛生工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建270号）  
の一部を改正する通知

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第52号）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号）が制定されたことを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日付け国総建第270号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建270号）の一部を次のように改正する。

Iの3(1)ロ中「及び厚生年金保険」及び「及び厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）」を削り、「社会保険事務所長（健康保険にあっては各健康保険組合を含む。）」を「日本年金機構又は各健康保険組合」に改める。

Iの3(1)ハからホまでを1号ずつ繰り下げ、ロの次に次のように加える。

ハ 厚生年金保険は、厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事務所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が厚生年金保険の被保険者になったことについて、日本年金機構に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。

なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業主である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

Iの3(5)ロ①中「第5条第2項及び第3項に規定する会計士補となる資格を有する者及び公認会計士となる資格を有する者（同法第17条の規定に基づき公認会計士又は会計士補となるための登録を受けていることを要しない。）並びに」を「第3条に規定する公認会計士となる資格を有する者（同法第17条の規定に基づき公認会計士となるための登録を受けていることを要しない。）、公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の公

認会計士法第5条第2項に規定する会計士補（同法第17条の規定に基づき会計士補となるための登録を受けていることを要しない。）及び」に、「第13条」を「第18条」に改める。

附 則

この通知は、平成24年7月1日から適用する。

平成20年1月31日国総建269号  
 経営事項審査の事務取扱いについて（通知）  
 新旧対照表

（傍線部分は改定部分）

改定後	現 行
<p>I (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 その他の審査項目（社会性等）について（告示第一の四関係）</p> <p>(1) 労働福祉の状況について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 健康保険は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する者の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用することから、当該異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることについて、日本年金機構又は各健康保険組合に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。</p> <p>なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業主である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。</p>	<p>I (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 その他の審査項目（社会性等）について（告示第一の四関係）</p> <p>(1) 労働福祉の状況について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 健康保険及び厚生年金保険は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する者の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用することから、当該異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることについて、当該事業所に使用される者が健康保険の被保険者になったことについて、日本年金機構又は各健康保険組合（健康保険にあっては各健康保険組合を含む。）に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。</p> <p>なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業主である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。</p>
<p>ハ 厚生年金保険は、厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用することから、当該異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることについて、日本年金機構に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。</p> <p>なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業主である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。</p>	<p>ハ 厚生年金保険は、厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）に基づき被保険者（常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。）を使用する事業主がその使用することから、当該異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることについて、当該事業所に使用される者が厚生年金保険の被保険者になったことについて、日本年金機構に届出を行っていない場合（被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。）に、減点して審査するものとする。</p> <p>なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業主である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。</p>

三〇〇 (略)

(2)~(4) (略)

(5) 建設業の経理の状況

イ (略)

ロ 公認会計士等の数について

① 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第3条に規定する公認会計士となる資格を有する者(同法第17条の規定に基づき公認会計士となるための登録を受けていることを要しない。)、公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の公認会計士法第5条第2項に規定する会計士補(同法第17条の規定に基づき会計士補となるための登録を受けていることを要しない。)及び税理士法(昭和26年法律第237号)第3条に規定する税理士となる資格を有する者(同法第18条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない。)をいう。

② (略)

(6)~(8) (略)

4~5-2 (略)

II~VI (略)

三〇〇 (略)

(2)~(4) (略)

(5) 建設業の経理の状況

イ (略)

ロ 公認会計士等の数について

① 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第5条第2項及び第3項に規定する会計士補となる資格を有する者及び公認会計士となる資格を有する者(同法第17条の規定に基づき公認会計士又は会計士補となるための登録を受けていることを要しない。)並びに税理士法(昭和26年法律第237号)第3条に規定する税理士となる資格を有する者(同法第13条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない。)をいう。

② (略)

(6)~(8) (略)

4~5-2 (略)

II~VI (略)